



大竹市行財政改革の実施計画

【平成29(2017)年度～平成31(2019)年度】



平成30(2018)年度改訂版

【行財政改革の目的】

限られた人材・財源を有効に使い、持続可能な行政を実現することによって、総合計画、なかでも総合戦略を確実に実施していきます。

【取組理念・視点】

これまでの行財政改革の取組も、社会状況の変化に対応させながら継続していきますが、節約と効率化だけでは、限界が見えています。今後の行財政改革の取組は、その効果を最大限発揮させるため、他部署への影響についても広く考え、「市全体の整合性や効率性を追求すること」を理念とし、次の視点を持って取り組みます。

- (1) 現在の仕事や組織を前提とした改善ではなく、現状を根本的に見直す。
- (2) 一人ひとりの職員に蓄積された知識や技術が生かせる仕組みを構築する。
- (3) 優先順位を整理し、できることから段階的に実施していく。
- (4) 取組の成果が見えるようにする。

【取組項目】

- 1 効率的で質の高い仕事ができる組織の確立
- 2 効果的な施策の推進
- 3 持続可能な財政基盤の構築



【実施計画】

総合戦略の終期（平成31（2019）年度）までの取組を行財政改革の目的や取組理念に沿って、取組項目ごとに示しています。

【評価】

行財政改革の取組項目ごとに、毎年度、進捗状況を確認し評価するとともに、必要に応じて取組内容や取組予定等を改善します。また総合計画後期基本計画の計画終期（平成32(2020)年度）には、行財政改革の取組全体の評価を実施します。

1 効率的で質の高い仕事ができる組織の確立

通番	取組項目	具体的な取組内容・点検基準	3年間（平成29・30・31年度）の取組予定	
①	職員のやる気を発揮できる仕組みづくりを進め、人的資源を最大限に活用する。	5分ミーティング コミュニケーションを円滑にし、互いに支え合い、やる気を生み出す職場づくりにつながる取組目標を達成するよう1日1回のミーティングを行う。 ★点検基準：各部署で決めたやる気につながる取組目標の達成状況	29	・ミーティングの実施
			30	・「1日1回」のミーティングの実施を引き続き推奨する。（係内でコミュニケーションをとることを毎日の習慣にするため、職場の状況に応じ形や時間にとらわれず1日1回の実施に取り組む。） (H30修正)
			31	・ミーティングの効果を検証する。
②	多様化・専門化する市民ニーズや新たな行政課題に迅速、柔軟に対応できる組織づくり	機構の見直し 組織を効果的に動かすための連携等の仕組みや工夫を考えるとともに、効率的で、質の高い仕事ができる組織の確立をめざす。 【継続検討案件】 ・保健センター及び子育て支援に特化した組織 ※改正母子保健法(平成29年4月1日施行)において母子保健事業(母子保健に関する支援に必要な実情の把握や各種相談、保健指導、関係機関との連絡調整、健康診査、助産など)など、母子保健に関する包括的な支援を行う事業は、児童福祉法における子育て支援事業に関する情報収集や提供、利用者に対する相談・助言事業などと一体的に行うよう努めなければならないとされた。 ★点検基準：新たな組織の構築	29	・継続検討案件の内容を関係部署で協議し、目指すべき姿と課題を整理する。
			30	・継続検討案件となっている子育て支援に特化した組織について、事務改善委員会で検討する。 (H30修正)
			31	・前年度に引き続き事務改善委員会で協議し、新たな組織を検討する。

2 効果的な施策の推進

通番	取組項目	具体的な取組内容	3年間（平成29・30・31年度）の取組予定	
③	計画・実行・評価・見直しというPDCAサイクルを回し、事務及び事業の改善に取り組む	事務の総点検 ①事務事業の改善 事務の総抽出表・事務マニュアル・事務の年間予定表を活用し、目標が効果的に達成できるやり方になっているかを確認し、人事評価制度の業績評価の目標の1つとするなどして手法及び工程を改善する。 ★点検基準：事務マニュアルシートの改善率	29	・事務の引継や実施時のチェックリスト等に活用する。 ・事務マニュアルシート等を活用し事務事業の改善に取り組む。
			30	引き続き ・事務の引継や実施時のチェックリスト等に活用する。 ・事務マニュアルシート等を活用し事務事業の改善に取り組む。 (H30修正)
			31	・引き続き実施
④		②事務の標準化の推進 各課にまたがる改善効果の高いと思われる事務等を選定し目的や手法、工程等を分析し、標準化させる。 ★点検基準：事務の標準化の状況	29	・事務の標準化に取り組む。 ・標準化した事務を活用する。
			30	・引き続き実施
			31	・引き続き実施
⑤	事業の総点検	①後期基本計画実施計画・予算編成に係る事前点検の実施 後期基本計画実施計画（総合戦略）における重要業績評価指標（KPI）や指標達成のための課題や問題点を明らかにし、次年度向けての方向性や改善の検討を、早期に着手する。 ★点検基準：見直した事業の割合（対象：後期基本計画実施計画掲載事業）	29	・事前点検（担当課評価⇒ヒアリング⇒評価確定）を行い、事業の方向性を定める。
			30	・引き続き実施
			31	・引き続き実施
⑥		②課題・懸案事項の整理 施策（事業・事務）を進めるため、現状の課題・懸案事項を把握し、問題の本質を分析した上で、対応策と年度目標を見える化（計画）することで、行財政システム改善推進本部会議において情報共有し、組織として適正な管理のもと解決に向けて取り組む。 ★点検基準：課題・懸案事項の改善数	29	・課題・懸案事項を緊急度（5年以内）を基準として整理し、解決に向け取り組む。
			30	・引き続き実施
			31	・引き続き実施

3 持続可能な財政基盤の構築

通番	取組項目	具体的な取組内容	3年間（平成29・30・31年度）の取組予定	
⑦	行政の役割を見直す中で、職員がすべき仕事を整理し、職員数の適正な管理に取り組みます。	職員数の適正な管理 行政の役割を見直す中で、事務の総抽出表・事務マニュアルシート等を活用し、職員がすべき仕事（正規職員・再任用職員・嘱託職員・臨時職員の担うべき役割）や標準的な事務量を整理した上で、適正な職員数の把握方法を確立する。 ★点検基準：適正な職員数の把握手法の確立	29	・現状の職務内容とその時間を把握し分析する。
			30	・現状の職務内容とその時間を分析する。 ・職員がすべき仕事（正規職員・再任用職員・嘱託職員・臨時職員の担うべき役割）や標準的な事務量の考え方を整理する。 (H30修正)
			31	・適正な職員数の把握手法を確立する。
⑧	総合戦略掲載事業を進めるため、他の既存事業を整理するとともに、新たな財源の確保を進めます。	既存事業の整理と職員協働事業の仕組みづくり 既存事業について、統一的視点(基準)のもと、事務の総抽出表において事業の優先順位を整理し、優先順位の低い事業等を廃止・休止・事業統合または目的や手法等が類似する他部署の既存事業と協働実施できる仕組みを検討する。 ★点検基準：既存事業の整理と他部署の既存事業と協働実施する仕組みの構築	29	・優先順位を整理するための統一的な視点（基準）や目的や手法が類似する事業を把握する手法を検討する。
			30	・統一的な視点（基準）に基づいて、事務の総抽出表に掲載している事業の優先順位を整理するとともに、既存事業をマッチングする方法を検討する。
			31	・既存事業の整理と職員協働事業の仕組みを構築し試行する。
⑨	新たな財源等による歳入の確保	重点事業を実施するため、ふるさと納税による歳入の確保や新たな財源の検討に取り組む。 ★点検基準：ふるさと納税額およびPR実施状況	29	・ふるさと納税額が増加する手法等を検討するとともに、PRに努める。 ・新たな財源を検討する。
			30	・引き続き実施
			31	・引き続き実施

通番	取組項目	具体的な取組内容	3年間（平成29・30・31年度）の取組予定	
⑩	公共施設等総合管理計画を活用した、公共施設の有効利用に取り組みます。	公の施設の使用料のあり方の検討 「公の施設の使用料のあり方について（平成22年8月）」に沿った施設の運用状況となっているか分析し、消費税等の改定に合わせて使用料を見直す。 ★点検基準：使用料のあり方に沿った使用料となっている施設数	29	<ul style="list-style-type: none"> 施設の所管部署において、使用料や利用の状況等を統一様式で点検する。 施設の有効利用に向けた取組を実施する。 消費税率の改定を含め料金改定について、必要に応じて見直しを検討する。
			30	<ul style="list-style-type: none"> 施設の所管部署において、使用料や利用の状況等を点検する。 施設の有効利用に向けた取組を実施する。 消費税率の改定を含め料金改定について方向性を決める。 (H30修正)
			31	<ul style="list-style-type: none"> 施設の所管部署において、使用料や利用の状況等を点検する。 施設の有効利用に向けた取組を実施する。 (H30修正)
⑪	公共施設等総合管理計画の活用	公共施設等総合管理計画を基礎として未利用地を含めた資産管理のあり方を検討し、公共施設等の個別計画を策定する。 ★点検基準：個別計画の策定及び公共施設等の削減率	29	<ul style="list-style-type: none"> 個別計画策定の時期を定めた計画を策定する。 個別計画の策定に着手し、その中で未利用地の活用の検討をする。
			30	<ul style="list-style-type: none"> 平成27年度までに公共施設の総床面積を20%削減する目標達成に向け、具体的な施設の統廃合等を盛り込んだ素案を作成し示す。 未利用地は一覧表を作成し、方向性を定める。 (H30修正)
			31	<ul style="list-style-type: none"> 方向性に沿って目標達成に向けた行程表の素案を作成する。 (H30修正)
⑫	保育所の再編	新たな子ども・子育て支援制度や、公立保育所の役割、災害時対応などの視点を含め、見直した保育所の再編基本方針を決定し、施設整備計画を策定する。 ★点検基準：公立保育所等再編基本方針に基づく施設整備計画の策定状況	29	<ul style="list-style-type: none"> 公立保育所等再編基本方針（素案）の周知及び意見聴取 保育所の再編基本方針の決定
			30	<ul style="list-style-type: none"> 公立保育所等再編基本方針を策定 基本方針に基づき施設整備計画を策定（小方） (H30修正)
			31	<ul style="list-style-type: none"> 小方：施設整備計画に沿って実施 大竹：基本方針に基づき施設整備計画を策定 (H30修正)



大竹市行財政改革の実施計画
 【平成29(2017)年度～平成31(2019)年度】
 平成30年度改訂版
 改訂年月日：平成30(2018)年 月 日
 お問い合わせ：大竹市 総務部 企画財政課
 TEL 0827(59)2125